

放課後子ども教室

～放課後子ども総合プランの推進～

平成30年5月
滋賀県教育委員会

国	1/3
都道府県	1/3
市町	1/3

【補助率】

趣旨

「放課後子ども教室」は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子ども の活動拠点(居場所)を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民と の交流活動等の機会を提供する。

平成30年度実施：7市町32教室

放課後子ども教室

『放課後子ども総合プラン』 として実施 (H26.7月策定)

放課後児童クラブ

地域学校協働活動推進員 (地域コーディネーター)

連携
協力

協働活動支援員
協働活動サポート
特別支援サポート
学習支援員

参画

双方で情報共有

〈校区ごとの協議会などで情報共有を図る。〉

取組の企画、交流できる機会や場づくり

放課後児童クラブ指導員

放課後子ども教室が設置されて
いる場合は、積極的に交流する。

多様な
プログラム
の提供
安全管理

【共通のプログラムの例】

○室内での活動

- ・学習支援(宿題の指導、予習・復習、補充学習など)
- ・多様な体験プログラム(実験、工作、英会話、文化・芸術教室など)

○校庭・体育館での活動

- ・スポーツ活動(野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など)



大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、
文化・芸術団体等の様々な地域人材、
特別支援学級の介助員、ホームヘルパー
有資格者など

小学校など

- ・余裕教室等を提供
- ・学校敷地内の専用施設を利用
- ・体育館などの一時利用の促進

県の取組

放課後子ども総合プラン指導者等研修会（学校を核とした地域力強化プラン研修会）
コーディネーター、運営委員会委員、協働活動推進員、協働活動センター、ボランティア、
専任指導員、関係職員等が一堂に会し、情報交換、情報共有、資質の向上に努める。

市町の取組

放課後子ども総合プラン運営委員会

- ・事業計画の策定・安全管理方策・広報活動方策
- ・ボランティア等の人材確保・活動プログラムの企画・事業実施後の検証・評価

放課後子ども教室

○すべての子ども

○遊び・体験・遊び・交流の場

地域の大人が、スポーツや学習、文化活動、地域住民
や異年齢の子どもとの交流活動を行う。

○遊び、学習(宿題)、スポーツ、文化活動など

協働活動支援員・協働活動センター

：学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理
特別支援センター
：特に配慮が必要な子どもたちへの支援

○小学校の余裕教室、体育館、グラウンド、地域の公民館
など

○平日の放課後・週末(教室により異なる)

○無料(教室により保険、材料費などの徴収あり)

○6市22教室(平成29年度)

連携

対象

○共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童

内容

○生活の場

専任指導員が、保護者に代わり、健康管理、安全に対する配慮、活動状況の把握、児童の遊びの指導、活動の意欲や態度の形成、家庭との連絡などを行う。

主な活動

○遊び、学習(宿題)

スタッフ

専任指導員

遊びや生活をとおして、子どもたちの健全育成を図り、安全確保に努める。

実施場所

○小学校の余裕教室、小学校敷地内やその付近の専用施設など

開催日

○平日の放課後、土曜(クラブにより異なる)

利用者負担

○月額5,000円~10,000円程度(施設により異なる)

県内数

○19市町311クラブ16,492人(平成29年5月1日現在)

